

コース専有使用規定

専有走行会代表者(以下代表)は、当規定及び別紙スポーツ走行規定を遵守し、また走行会参加者に全ての規定を遵守させなければならない。

第1条 参加者の管理

代表は、走行会参加者を常にその管理下におくこと。

第2条 走行内容の打ち合わせ

代表は走行内容に関する打ち合わせを、走行前にサーキットスタッフと行うこと。

第3条 車検の徹底

代表あるいは走行会スタッフによって、走行安全確保のための車両及び装備の検査をスポーツ走行規定に従い行うこと。

特にオイル漏れに関しては厳密な検査を行うこと。(後付けオイルクーラーの接続部・及び標準のエアクリーナーボックスを取り外した車両は要注意！)

また、4輪で参加台数が15台以上の場合、判読可能なゼッケンを装着すること。

第4条 走行前ミーティング

代表は走行前に参加者を全員集め、走行内容・走行規則及び走行時間を周知徹底するためのミーティングを行うこと。

第5条 コース管制

コース管制(停止車両の撤去、コースオープン・クローズの判断、不適切な参加者の排除、シグナルコントロール)は当サーキットスタッフが行う。

第6条 コースコントロール

走行時間管理(コースイン誘導、チェッカー)等の進行管理は、代表あるいはそれに準ずる者が行う。コースオフィシャルは最低2名配置すること。

第7条 コースイン台数

スポーツ走行規定に準ずるが、走行内容により制限されることがある。

第8条 同乗走行規定

通常走行では基本的に禁止とする。但しJAF全日本格式以上のレース(Fニッポン・スーパーGT)で入賞、あるいはこれに準ずるドライバーの助手席には同乗できる。また、走行が2台以下の場合は許可されることがある。

なお、追い越し禁止でパレードペースを遵守した走行の場合、コースイン台数に関わらず許可される。

第9条 専有規定及び走行規定の除外

業務(開発テスト・撮影など)として走行する場合、全ての規則の適用を除外する。